

療 養 費  
家 族 療 養 費 請 求 書  
高 額 療 養 費

				決 定 額	療 家 族 療 養 費 費 費 費	※	円
組 合 員 氏 名		組 合 員 証 号			所 属 局 名		
					( 部 ) 課		
療 養 者 氏 名		生 年 月 日 続 柄	昭 平 令	年	月	日	性 別 男 女 続 柄
傷 病 名		傷 病 の 原 因					
初 診 年 月 日		医 療 機 関 又 は 薬 局 名 及 び そ の 住 所				保 険 医 療 機 関 保 険 薬 局 、 そ の 他	
療 養 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	療 養 に 要 し た 費 用	円	請 求 額	療 家 族 療 養 費 費 費 費		円
組 合 員 証 を 使 用 し な か っ た 理 由							
過 去 の 高 額 療 養 費 の 支 給 状 況 等							
<p>上記のとおり請求します。 防衛省共済組合 支部長 殿 年 月 日 住 所 請求者 氏 名</p>							

振込先口座（職員名義の国内口座を記入）公金受取口座希望（する / しない）

（公金受取口座への振込を希望する場合は、公金受取口座の「する」を選択し、振込先は記入不要です。）

銀行 支店 普通 口座番号 名義人  
当座

- 高額療養費については、組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関から受けた療養（入院時に係る食事療養又は生活療養を除く。）又は指定訪問看護事業者から受けた指定訪問看護（70歳に達する日の属する月以前の療養に係る自己負担額については、2万1千円以上のものに限る。）についてそれぞれ請求書を作成（「請求額」欄は記載不要）し、さらにそれらを合算した請求書と共に提出すること。
- 高額療養費については、施令第11条の3の4第1項から第5項までの規定により支給される高額療養費の額の算定の基礎となる「なお負担すべき額」があった場合は、その額を「療養に要した費用」欄に別書し、その「なお負担すべき額」に関する証拠書類を添付すること。
- 高額療養費の支給を受ける者が、施令第11条の3の5第1項第3号又は第3項第3号若しくは第4号に掲げる者のいずれかに該当するときは、その該当することを証明する書類を添付すること。

記入例（代理人手続き）

療養費  
家族療養費 請求書  
高額療養費

				決定額	療養費 家族療養費 高額療養費	※ 記入しない 円
組合員氏名	共済 太郎	組合員証号	〇〇—1234567	所属局名 (部) 課名		護衛艦〇〇〇〇
療養者氏名	共済 花子	生年月日 性別、続柄	〇〇年〇〇月〇〇日 平令			性別 男 (女) 続柄
傷病名	心不全	傷病の原因	不詳			
初診年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	医療機関又は薬局名及びその住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇—〇〇〇 △△病院	保険医療機関 保険薬局、その他		
療養期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	療養に要した費用	23,400 円	請求額	療養費 家族療養費 高額療養費	16,380 円
組合員証を使用しなかった理由		出先で倒れて緊急搬送されたため				
過去の高額療養費の支給状況等						
上記のとおり請求します。 防衛省共済組合 〇〇 支部長 殿 〇〇年 〇〇月 〇〇日		<p>・ 〇〇〇 の箇所を記入してください。</p> <p>・ 本請求書の記入に際し、ご不明な点がございましたら、組合員（隊員）が所属する防衛省共済組合支部までお問合せください。</p> <p>住所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇—〇〇〇</p> <p>請求者 氏名 共済 太郎</p> <p>代理人氏名 共済 花子 (印)</p>				

振込先口座（職員名義の国内口座を記入） 公金受取口座希望（  する /  しない ）  
（公金受取口座への振込を希望する場合は、公金受取口座の「する」を選択し、振込先は記入不要です。）

銀行 \_\_\_\_\_ 支店 \_\_\_\_\_ 普通当座 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_ フリガタ名義人 \_\_\_\_\_

- 高額療養費については、組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関から受けた療養（入院時に係る食事療養又は生活療養を除く。）又は指定訪問看護事業者から受けた指定訪問看護（70歳に達する日の属する月以前の療養に係る自己負担額については、2万1千円以上のものに限る。）についてそれぞれ請求書を作成（「請求額」欄は記載不要）し、さらにそれらを合算した請求書と共に提出すること。
- 高額療養費については、施令第11条の3の4第1項から第5項までの規定により支給される高額療養費の額の算定の基礎となる「なお負担すべき額」があった場合は、その額を「療養に要した費用」欄に別書し、その「なお負担すべき額」に関する証拠書類を添付すること。
- 高額療養費の支給を受ける者が、施令第11条の3の5第1項第3号又は第3項第3号若しくは第4号に掲げる者のいずれかに該当するときは、その該当することを証明する書類を添付すること。